

請 願 文 書 表

令和6年12月定例会

| | | | |
|---|--|-----------|---------------------|
| 受 理 番 号 | 7 | 受 理 年 月 日 | 令 和 6 年 1 1 月 1 4 日 |
| 請 願 者 | 群馬県前橋市大手町三丁目6番6号 群馬弁護士会 会長 関 夕三郎 | | |
| 紹 介 議 員 | 中澤 功史、高野 佳美、反町 英孝 | | |
| 付 託 委 員 会 | 総務市民常任委員会 | | |
| <p>選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書採択の請願について</p> <p>【請願趣旨・理由】</p> <p>民法第750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と定め、夫婦同姓を義務づけている。その結果、多くの女性が婚姻に際して改姓し、アイデンティティーの喪失に直面したり、仕事や研究等で築いた信用や評価を損なったりするなど様々な場面で不利益を被っている現実がある。</p> <p>これらは「婚姻の自由」や「氏名の変更を強制されない自由」などの人権に関わる問題であり、国際社会からも女性差別撤廃条約・自由権規約に反するとの指摘を受けている。とりわけ、国連女性差別撤廃委員会は、日本政府に対し、2003年7月以降複数回にわたり、女性が婚姻前の姓を保持することを可能にする法整備を勧告しているところである。</p> <p>政府は旧姓の通称使用拡大の取組を進めているが、旧姓の通称使用を拡大しても、例えば金融機関等との取引や海外渡航の際の本人確認、公的機関・企業とのやり取り等での困難を避けられないなどの問題が多数顕在化しており、経済団体・労働団体等の各種団体からも通称使用の限界を指摘する意見等が述べられている。また、内閣府が2021年から2022年にかけて実施した世論調査でも、婚姻前の名字・姓の通称使用について「通称を使うことができても、それだけでは、対処しきれない不便・不利益があると思う」とした者の割合が59.3%に上っている。</p> <p>この問題を根本的に解決するためには、選択的夫婦別姓制度を導入するほかはない。選択的夫婦別姓制度の導入は、夫婦が同じ姓を名乗る現在の制度に加えて、希望する夫婦が別姓を名乗ったまま婚姻できる制度を認めるものであり、同じ姓を名乗ることを希望する夫婦の選択を妨げるものではない。それは同時に、婚姻しようとする夫婦の選択肢を増やすことであり、多様性が尊重される社会、男女共同参画社会の実現につながり、社会に活力をもたらすものでもある。</p> | | | |

そして、選択的夫婦別姓制度の問題は、国会で審議される事項であるものの、民主主義社会において地域住民の声を代弁する最も正当性のある存在は、地方議会であり、地方議会の声は、まさに住民の声にほかならない。

そこで、地方議会から、国に対し、夫婦同姓を義務づける民法第750条を速やかに改正し、選択的夫婦別姓制度を導入するよう強く要請していただきたく、地方自治法第99条の規定により、国の関係機関への意見書提出を請願する。